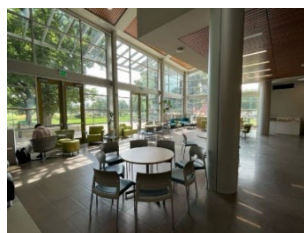


2026年度 夏期 Business Studies Abroad I Plus 〈カリフォルニア大学デービス校/アメリカ合衆国〉 募集要項

<https://ritsumeiba-gblp.jp/>



INDEX

1	Business Studies Abroad I Plus 募集の流れ	P. 1
2	Business Studies Abroad I Plus とは？	P. 2
3	応募資格について	P. 2
4	派遣予定先について	P. 2
5	受講登録について	P. 2
6	事前講義・事後講義について	P. 3
7	応募について	P. 3
8	選考方法について	P. 4
9	参加費用・奨学金について	P. 4
10	単位授与と成績評価について	P. 5
11	注意点	P. 5
12	個人情報について	P. 5
13	派遣先大学紹介	P. 6
14	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項	P. 8
15	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に関する承諾書	P. 10

※不測の事態により、募集要項通りにプログラムを実施することが困難であると判断した場合には、内容の変更を行うことがあります。その判断は派遣先大学と調整の上、本学経営学部が行います。そちらを承諾の上、プログラムの申請をご検討下さい。

1 Business Studies Abroad I Plus 募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2026年度)			
項目	日時	場所・方法	備考
募集 ガイダンス	4月17日(金) 12:25~13:05	AN228	実際に引率くださるBSA担当教員が参加し、体験談の紹介や質疑応答の時間があります
応募書類 提出期間	各募集ガイダンス後 ~ 5月7日(木)17:00まで 締切厳守	https://forms.office.com/r/mvnnmg7nF4  【経営学部BSA】2026年度留学プログラム募集受付	<ul style="list-style-type: none"> 右のQRコードを読み取って、応募期間内でオンライン申請してください。 応募書類に不備があった場合、不備修正を含め応募締切までに行う必要があることに留意してください。 一度応募を受け付けた後は、辞退は認めませんので、よく考えてから応募してください。
面接期間	5月12日(火)~5月15日(金) 各日ともに9:30~16:50	対面	<ul style="list-style-type: none"> 30分程度の集団面接 詳細は後日(5/8を予定)、学内メールへ連絡、確認後返信すること
合否結果 発表	5月22日(金)10:00	Student Portal	合否結果は、 Student Portal > 大学からのお知らせ > 「留学」 に掲載されます

合格後から派遣までのスケジュール ※事前講義日程は別途調整しお知らせします。			
項目	日時	場所・方法	備考
第1回 派遣者ガイダンス	6月中旬を予定	合格者向けに別途連絡	海外旅行保険(包括保険を学部負担)の加入説明
申込金 納入期間	6月中旬を予定	各自指定口座に振込後、 振込控えをOIC学びステーションに 提出	申込金10万円
申込書類 提出期限	6月中旬を予定	OIC学びステーションに提出	<ul style="list-style-type: none"> 書類提出には派遣先大学への申込用紙が含まれます 父母等の証明・押印が必要です。父母等が遠隔地に住んでいる等の理由で提出期間内に提出書類が困難な場合は、窓口にご相談ください。
保健センターガイダンス・ 危機管理ガイダンス	7月上旬を予定	決まり次第、学内メールに通知	動画視聴 + オンライン配信(予定)
第2回 派遣者ガイダ ンス・交流会	7月上旬を予定	合格者向けに別途連絡	<ul style="list-style-type: none"> 派遣中/帰国後の報告書類説明 交流会は他のプログラムと合同で実施します。

2 Business Studies Abroad I Plusとは？

BSA I Plusは、カリフォルニア大学デービス校のCollege of Business Administrationが実施するEntrepreneurship and International Business Ritsumeikan Program at UC-Davisに参加し、ビジネス英語力の向上と多国籍企業で働く際のスキルの向上および革新的な企業の取り組みなどを少人数クラスで学ぶことのできるプログラムです。

立命館大学以外の日本の大学をはじめ、世界各国の学生が参加するプログラムであり、プログラムを通じて国際交流や異文化理解も経験できます(各国の参加大学は年度によって異なり、本学のみ参加となる場合もあります)。

3 応募資格について

- 1) 経営学部生であること。※大学院生は対象外
- 2) 開講年度に経営学部在籍していること。
- 3) 応募時に下記の語学基準のいずれかを満たしていること。

語学基準:TOEFL iBT®テスト3.5/TOEFL ITP®テスト480点/TOEIC®L&Rテスト550点以上(IPテスト可)

- 4) 2回生以上の応募者は累積もしくは直近セメスターのGPAが2.5以上であること。
- 5) 本プログラムの趣旨・目的を理解し、事前講義・現地学修・事後講義のすべてに参加可能であること。
- 6) 派遣先大学での学修および課外活動について多大な関心と意欲を持っていること。

4 派遣予定先について

コース	派遣先大学	所在地	実施期間(予定)	募集人数	宿泊形態
アメリカ	カリフォルニア大学 デービス校	アメリカ合衆国・ カリフォルニア州	2026年8月7日(金) ～2026年9月4日(金) (約1ヶ月間)	20名	大学寮

(※)最少催行人数は10名です。最小催行人数に満たない場合は閉講とします。

■ 授業

12～18人の少人数制のクラスを構成して実施されます。日本の他大学や世界各国の学生と共に授業が行われます。
※詳細は第13項の「派遣先大学紹介」を参照してください。

■ 課外活動

アクティビティーを通じて、UC-Davisや世界諸国から参加する学生との交流や、アメリカ社会・習慣についても学べます。

5 受講登録について

- ・受講登録は、経営学部事務室にて一括登録を行います。皆さんが登録する必要はありません。
- ・年間受講登録制限単位数の制限外で登録を行います。
- ・受講登録後の辞退については成績評価がF評価となりますのでご注意ください。

6 事前講義・事後講義について

事前講義・事後講義共に、プログラムの一部として成績評価の対象となり、担当教員の許可を得ずに事前講義または事後講義を1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加および単位を認めない場合がありますので注意して下さい。

■ 事前講義

時期 6月～7月

回数 95分×4回程度

内容 参加学生が学修したいビジネス関連の興味あるテーマについて考えを深めます。日本経済やビジネスコミュニケーション、現在世界が抱える課題・問題やグローバルなビジネス人材になるための課題などについて講義を行う予定です。

■ 事後講義

時期 10月～12月

回数 95分×1回程度

内容 事前講義およびプログラムでの学修のまとめを行います。

7 応募方法について

一度応募を受け付けた後は、辞退は認めませんので、よく考えてから応募してください



【応募方法】：<https://forms.office.com/r/mvnnmg7nF4>

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受け付けません。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください(不備がある場合は受理できません)。

8 選考方法について

選考は、申込レポートを重視して担当教員が書類審査及び面接を行います。

9 参加費用・奨学金について

■ 参加費用

参加費用は全額個人負担となります。実習費、課外活動費、宿泊費、食費(別途実費負担の場合あり)、渡航費、ビザの取得費用などが含まれます。物価の上昇、為替相場の変動によって納付する参加費用が変動します。

● 参加費用(経営学部への納付金額)に含まれるもの

- ・航空券代
- ・実習費および課外活動費
- ・教材費
- ・滞在費用(大学寮)
- ・受入大学の施設使用料(インターネット、図書館など)
- ・空港からの現地大学までの往復送迎費用
- ・一日2食分の食費(予定)
- ・現地の医療保険
- ・危機管理支援サービス加入費用

滞在国	プログラム参加費用の目安
アメリカ	1,000,000円 ~ 1,150,000円

※昨今の燃油費用高騰・社会情勢による航空便の減便・円安の影響により過年度実績より参加費用の変動が見込まれます。

・奨学金支給額は含んでいません。

● 参加費用に含まれないもの

- ・現地での交通費
- ・ビザ発行のための費用
- ・自転車レンタル費用、クリーニング代、通信費、土産代などの雑費
- ・オプションフィールドトリップにかかる費用(現地申し込み)
- ・海外旅行傷害保険費用(※大学が指定する参加者全員加入の保険に加入していただきます。)

<費用納付方法について>

派遣者決定後のガイダンスで案内する指定口座に「申込金(10万円)」を振り込んでください。

残額については、金額が確定後(7月初旬頃)通知しますので、残額をその後速やかに納付してください。

■ 奨学金

立命館大学では、留学プログラムに参加する学生に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」を支給しています。この奨学金は、参加費用の一部を補助することにより、プログラムへの参加・修了を奨励する制度です。なお、奨学金の支給額は今後変更になる可能性がありますので、あくまで参考としてください。

※該当する奨学金はプログラム費用の一部として充当し、プログラム費用請求時には下記の金額を差し引いて通知します。

【参考】

コース	奨学金支給金額
I Plus	10万円

10 単位授与と成績評価について

このプログラムは下表の科目で単位授与されます。プログラムに参加した年度の秋学期に在籍している必要があります。
なお、単位数は年間受講登録制限単位数の制限外となります。

<2022年度以降入学者>

	国際経営・経営学科 (両学科)
分野	専門科目 (自学科・自コース以外)
科目名	外国留学特修科目
単位数	6単位

*2021年度以前の入学生は、学修カリキュラムが異なるため、経営学部事務室に問い合わせください。

科目詳細についてはオンラインシラバスで確認できます。「キーワード」の欄に“科目名”を入力して検索してください。

<https://www.ritsumei.ac.jp/pathways-future/syllabus/>

【科目名】 アメリカ(I Plus):外国留学特修科目(UC)

成績評価については、A+、A、B、C、F評価のいずれかとなります。下記すべてが評価対象となります。

成績評価	=	事前講義	+	海外派遣プログラム	+	事後講義
------	---	------	---	-----------	---	------

11 注意点

以下についてはプログラムの参加にあたって特に注意しておく点です。合わせて第14項「立命館大学経営学部BSAプログラムに参加するにあたっての遵守事項」を確認してください。

- ・ 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- ・ 現地研修は派遣先大学が企画・運営しています。予定の内容から変更になる場合もありますので予めご了承ください。
- ・ 受講および渡航手続き等に関し、教職員の指示による期限等を遵守しない場合、参加資格を取消す場合がありますので、十分に注意してください。
- ・ 本プログラムの最少催行人数は10名です。最小催行人数に満たない場合は閉講とします。
- ・ 本プログラムへの参加にはビザ(ESTA)が必要です。申請手続きについては、派遣者決定後のガイダンスにて説明します。
※国籍によって必要なビザが異なります。
- ・ Business Studies Abroad I Plus履修による2度以上の単位授与は認められません。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用場合があります。

また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。

(8) プログラム紹介・学生体験記



アメリカ・カリフォルニア州

■デービス市の特徴：

デービス市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の中央部南に位置する人口6.5万人の都市である。自転車道が整備されており緑豊かな都市で、また、全米のなかで教育程度の高い都市として知られている。

カリフォルニア大学デービス校

■創立：1905年

■学生数：約33,000人

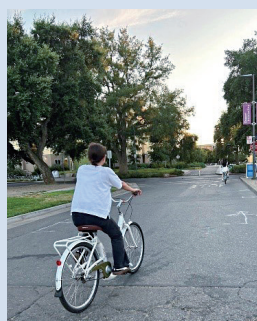
■大学の特徴：

UC Davisは、カリフォルニア州の州都であるサクラメントと高度技術イノベーションの発祥地であるサンノゼの間に位置し、エネルギー、バイオテック、バイオ医療の基礎から応用分野に及ぶ研究で広く知られている大学です。大学周辺には、新興企業から国際的な大企業まで多くの企業が存在しており、グローバルビジネスの仕組みを学ぶのに非常に適しています。また、アメリカ国内におけるクリーンテクノロジーの4大都市のうちの3都市（サンフランシスコ、サンノゼ/シリコンバレー、サクラメント）に位置し、起業家精神の中心となっています。

プログラム構成

科目	
1	Intercultural Business Research Project
	<ul style="list-style-type: none"> ・英語での効果的なオーラル&ビジュアルプレゼンテーションスキルを学ぶ ・コミュニケーション及びインタビュースキルの向上 ・データの調査、収集、整理 ・協調性とリーダーシップのスキル強化
2	Hot Topics in Global Business
	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルビジネスをテーマとする記事、レクチャー、視聴覚教材を用いて論理的かつ批評的な考え方を養う ・異文化マネジメントへの理解を深める ・ビジネス界の未来を変えるイノベーション・サステナビリティ・アントレプレナーシップの最近のアプローチを学ぶ
3	Introduction to Entrepreneurship in the U.S.
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の初期段階とベータテストについて学ぶ ・ビジネスとマーケットトレンド、データとレポートなどを分析するスキルを身につける ・様々なビジネス状況を評価する ・推奨されるアクションについて議論する ・実践的なロールプレイ ・仕事を探す際の柔軟性について考える
4	Problem-Solving through Design Thinking
	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトスキルを通して問題を構成し、複雑な問題に取り組む ・非線形デザイン思考を理解する ・インタラクティブなプロセスを通してチームワークとリーダーシップを育む ・人間のニーズに応えるクリエイティブな解決策を見出す
5	Guest Lectures and Site-Visits
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、地元企業（大企業および新興企業）を訪問する、もしくはゲストスピーカーによる講義を受ける ・UCデービスの教授陣や地元企業の専門家による講義を通し、ビジネス慣行におけるイノベーションと持続可能性、起業家精神に関する知識を深める

※上記内容は、開講年度により変更となる場合があります。



週間スケジュール例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週末
午前	授業	授業	授業	授業	ゲストスピーキング	観光
午後	カフェ	日本語・英語交流サークル	学校内散策（プール、ダーツなど）	ダウンタウン散策	ショッピング	
夜	ジム・課題	ジム・課題	ジム・課題	ジム・課題	学校内散策	課題

※上記内容は、開講年度により変更となる場合があります。

留学体験記



国際経営学科 1回生 2025年度派遣者
留学先：カリフォルニア大学デービス校
留学期間：約1ヶ月間

BSA I Plusに挑戦したきっかけ

2025年大学に入学した私は新しいことに挑戦したいと考えるようになりました。そんな中、BSAプログラムを知り、説明会に参加しました。先輩方の留学体験談を聞く中で、海外の大学で学び、生活する姿に強く惹かれ、私も一歩踏み出してみたいという思いが芽生え、すぐに参加を決意しました。面接や事前講義を経て、出発までの間は英語で日記を書くなど、自分なりにできる準備を重ねて渡航に臨みました。留学前までは、英語で生活することや授業についていけるのかという不安も大きく、正直なところ自信はありませんでしたが、それ以上に現地での生活への期待が膨らみ、ワクワクと緊張が入り混じった状態で出発の日を迎えました。渡航先はカリフォルニア大学デービス校です。

現地での生活と学び

現地での生活には観光、日常生活、授業といったさまざまな場面があり、それぞれに異なる学びがありました。観光は主に週末に行き、ロサンゼルス、サクラメント、サンフランシスコなど、色々な都市を訪れました。どの街も日本ではなかなか見られない規模の大きさと、街並みの美しさや広大な空に心を打たれました。特に、天気の良い日が多く、いつも心地よく過ごせたことが印象に残っています。ロサンゼルスでは、ドジャーススタジアムで大谷翔平選手の試合を観戦する機会もあり、国や言語を超えて活躍する姿の力強さを実感しました。実際に現地の街を歩き、文化を自分の目で見て体験することで、もっとこの場所で生活してみたい、もっと英語で話せるようになりたいという思いが強くなりました。また、日本ではあまりアウトドアなタイプではなかった私が、毎週末外に出て観光をしていたことにも、自分自身驚かされました。

日常生活では、平日は午前中に授業を受け、午後はそれぞれジムに行ったり、課題に取り組んだり、キャンパス内や周辺を散策したりして過ごしました。食事は三食すべて食堂でとることができ、現地の学生と同じ環境で生活できたことは大きな魅力でした。特に印象に残っているのは、食堂

で現地の大学生に声をかけ、一緒に食事をした経験です。最初はプログラムの仲間と声をかけていましたが、次第に一人でも話しかけられるようになり、恋愛の話をしたり、出身地について教えてもらったりと、会話の幅も広がっていきました。英語が流暢に話せたわけではありませんが、それでも交流を深めることができたのは、現地の学生がとても親切に接してくれたからだと思っています。放課後には、現地ですぐできた友人とアサイーボウルを食べに行ったり、ジムやプールに行ったりと、充実した毎日を送ることができました。

授業はすべて英語で行われ、初めは聞き取ることが難しく、大変だと感じる場面も多々ありましたが、分からない部分はクラスメイトに聞いたり、調べたりしながら乗り越えることができました。日本の授業とは異なり、ディベートやプレゼンテーション、グループワークが中心で、常に自分で考え、発言することが求められました。また、「英語でなければもっと伝えられるのに」と感じる場面が多く、英語力をさらに伸ばしたいという意欲につながりました。そして、内気だった自分が日本に帰ってから積極的に発言できそうだと感じられるようになったことも、大きな変化です。

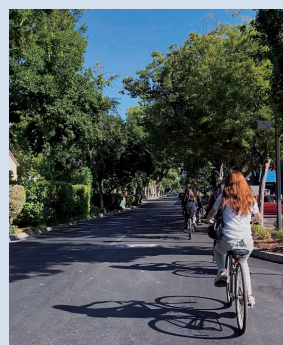
留学を通して得たもの

BSA I Plusに参加したことで、英語力が劇的に伸びたとは言えないかもしれませんが、渡航前と比べて確実に成長を実感しています。そして何より、行動力が身についたことが、この留学の最大の成果だと感じています。これまで、やりたいと思ってもなかなか行動に移せなかった私が、今では思い立ったことをすぐに実行できるようになりました。BSA I Plusへの参加を迷っている方は、ぜひ一度説明会やガイダンスに足を運んでみてください。この留学は、きっと自分自身を大きく成長させてくれる経験になると思います。

※先輩体験記より抜粋

過年度派遣学生からのコメント

- ・大学での授業に支障をきたすことなく、夏休みを利用して行くことができる留学プログラムです。英語力だけでなくグローバルなビジネスを学ぶことができます。海外の文化に触れて、日本ではできない貴重な経験をしてみませんか。
- ・授業が午前中だけで、昼からは自分で考えて行動できる時間が十分にあり、充実した留学にするかは自分次第でしたが、それがより自分の行動力を高めることができたので良かったです。



【立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項】

1. 基本姿勢

立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど。以下「プログラム」という。）に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館大学（以下「本学」という。）の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域・自治体の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (2) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断し、その見解に基づき、立命館大学または経営学部・経営学研究科がプログラムの参加または継続を認めない場合、これに従うこと。この際、日本国外に滞在している場合は速やかに帰国すること。
- (3) 前号によって参加または継続を中止した後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム復帰を認められない場合があることを理解すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定される場合は、本学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。
- (6) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (7) プログラム期間中、傷病等により、父母等による救援などが必要と本学が判断した場合、父母等に対し、本学の指示に従って行動するよう、予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (8) 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わず、関連して必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (9) 緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあることに同意すること。
- (10) 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- (11) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- (1) プログラムに要する費用（申込金・研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
指定の期日までにプログラムに要する費用の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、本学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) プログラムの派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (4) 辞退期限として指定している期日以降に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合や、本学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず本学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、納入されたプログラムに要する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (5) パスポートやビザの取得手続きに関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- (6) 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わないこと。
- (7) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害については、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (9) 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (10) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

5. 書類の提出

(1) 誓約書の提出

「立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および父母等連名による誓約書を提出すること。

(2) 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

(3) その他所定の書類の提出

本学から別途指示があった場合は、その書類についても確認し、指示に従って所定の期日までに提出すること。

「立命館大学および本学と提携する関連機関にて代理で航空券を手配するプログラム（BSA I・I Plus・IIIなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) プログラム参加に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- (2) 派遣先でのプログラム修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- (3) 本学の許可なく、日本または母国への一時帰国および再入国を行わないこと。
- (4) 学業面またはその他の理由から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先の寮規程または入居したホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (2) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (3) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (4) プログラム期間中に旅行または外泊をする場合は、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (6) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (7) 派遣先国・地域・自治体で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「各自で航空券を手配するプログラム（BSA II・IVなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) 本学および派遣先が定める期間内に出国・帰国すること。
- (2) 本学への届出なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先大学の指示に従い各自で手配した居住施設に入居し、入居先は事前に本学に届け出ること。
- (2) 派遣先の寮規程および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
- (3) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (4) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (5) 派遣先の休暇期間中を含むプログラム期間中に、旅行・外泊・一時帰国をする場合は、必要に応じて派遣先にもその旨報告のうえ、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。
- (6) 前号の旅行・外泊・一時帰国の内容について、本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
- (7) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (8) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (9) 派遣先国および地域で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「オンライン留学プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 学習準備

- (1) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。

2. 規律事項

オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。

- ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
- ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
- ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
- ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

立命館大学長 様

私は、立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど。現地への渡航を伴わないオンラインのものも含む。以下「プログラム」という。）に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費がかかる場合は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学および経営学部・経営学研究科が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。

2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選ばれることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国・地域または都市に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報または感染症危険情報レベル1以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。この場

合において、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国ないし受講中止措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国もしくは受講中止措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われなないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する可能性があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。
- (3) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑨のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
 - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ 通信障害によるトラブル等により生じた損害
 - ⑨ 2（2）の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国・地域の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定の届出を立命館大学に行うこと。立命館大学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (11) 渡航期間が3か月未満の短期プログラム参加者については、立命館大学の許可なく、日本または母国への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (13) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (14) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。
- (15) オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。
 - ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
 - ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
 - ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

学生本人記入欄	20 年 月 日
参加プログラム名：	(派遣先大学・機関：
学部／研究科：	回生：
学生証番号：	
氏名（自署）：	派遣予定者に内定後、派遣ガイダンスで記入書式を配布します
父母等記入欄	20 年 月 日
父母等（自署）：	(父母等直筆のこと)
父母等緊急時連絡先：	〒
電話番号：	学生本人との続柄：